

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
(平成28年3月24日～4月22日(カイコ2件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
高染色性絹糸生産カイコ(改変 <i>Fibroin H, Bombyx mori</i> )(中515号×GCS500)	隔離飼育区画における幼虫の飼育(3齢幼虫期以降から繭の形成まで)並びに繭の生産、保管、運搬、不活化処理及び廃棄並びにこれらに付随する行為 (申請者:国立研究開発法人農業生物資源研究所)
高染色性絹糸生産カイコ(改変 <i>Fibroin H, Bombyx mori</i> )(中515号×GCS500)	隔離飼育区画における幼虫の飼育(3齢幼虫期以降から繭の形成まで)並びに繭の生産、保管、運搬、不活化処理及び廃棄並びにこれらに付随する行為 (申請者:国立研究開発法人農業生物資源研究所、群馬県蚕糸技術センター)

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成28年3月24日(木)から4月22日(金)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3．意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数	2件
-------	----

4．御意見の概要と御意見に対する考え方について

別紙のとおり

(別紙)

遺伝子組換えカイコの第一種使用等に関する審査結果に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>遺伝子組換えカイコの使用は、養蚕の特性に加え、特別の交雑への障壁を設けておけば、特に問題ないのではないかと考えられます。絹糸を化学的に合成出来ない現状においては、遺伝子組換えカイコを使用して、商品の価値を向上させることは事業者及び国の利益に適うことであると考えます。</p>	<p>本遺伝子組換えカイコの自然環境への影響については、「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法<sup>(注)</sup>に基づく審査・管理に係る標準手順書」(平成22年8月31日公表)に準じて、評価の方針を策定し、提出されたデータ等の妥当性及び最新の科学的知見を確認した上で、評価しています。</p> <p>評価は、1)競合における優位性(野生動物と食物、営巣場所、生息場所等の資源を巡って競合し、それらの生息に支障を及ぼさないか)、2)捕食性又は寄生性(野生動植物等を捕食し、又は動植物に寄生することにより野生動植物の生息又は生育に支障を及ぼさないか)、3)有害物質の産生性(野生動植物等の生息又は生育に支障を及ぼす物質を産生しないか)、4)交雑性(近縁の野生動物と交雑し、組換え技術により移入された核酸をそれらに伝達しないか)等の観点から行い、その評価の結果を踏まえ、生物多様性影響が生じるおそれがあるか否かを総合的に判断しています。</p> <p>御意見の特別の交雑への障壁については、隔離飼育区画試験の遺伝子組換えカイコは、3齢幼虫期から繭の形成までと飼育期間を明確に限り、繭の形成後は不活化処理を行うことで、成虫の発生を防止することとしており、クワコ等との交雑を防いでいます。また本試験では、飼育施設及び受容環境を限定した上で、環境中への拡散を極力抑える作業手順で実施することとしております。</p> <p>以上の結果、本遺伝子組換えカイコについては、生物多様性に影響を生じさせるおそれがないとの評価を得ています。生物多様性の確保の観点から現行のような評価方法を採用していることについて御理解ください。</p> <p>(注)「カルタヘナ法」は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)といたします。</p>

上記以外の御意見については、今回の審査結果に関係する意見ではなかったため、記載はいたしません。今後の行政運営の参考といたします。